

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園年度計画（平成29年度）

平成29年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）年度計画を次のとおり定める。

平成29年 3月31日

平成29年12月19日 改正

独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
理事長 遠藤 浩

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率的な業務運営体制の確立

(1) 効率的な業務運営体制の確立

① 組織体制

「のぞみの園の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成25年1月21日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会勧告）で示された新たな事業への取組などのため、柔軟に組織再編を実施し、効率的かつ効果的な業務運営に努める。

常勤職員数について、期首（平成25年度当初）に対する期末（平成29年度末）の割合が87%となるよう、計画的に削減を行う。

なお、サービスの質の低下を招くことがないよう有用な人材の育成・確保を図る。

② 給与水準の適正化

ア 給与の水準については、のぞみの園の業務内容と国からの財政支出の状況を踏まえ、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。

イ 公平で公正な人事評価を行う。

③ 人事配置

ア 職員の意識高揚と能力開発、適材適所の人事配置、公正な処遇等に努める。

イ 行動障害等への対応や調査・研究等の業務及び福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援を充実させるため適材適所の人事配置を実施する。

ウ 施設利用者の減少等に応じた適切な人員の配置を行う。

④ 人材育成への取組

ア 職員の資質の更なる向上や専門性を高めるため、職員のスキルアップのための研修を計画的に実施する。

イ 外部の関係機関との交流研修を実施する。

(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組

① 内部統制・ガバナンスへの取組

内部統制の充実・強化のため、内部統制委員会を3回開催する。

また、適切な業務運営を確保するための執行状況等に関する内部監査を実施する。

② 内部進行管理の充実

ア 業務目標に対する進行状況を把握するため、各部にモニターを置き、継続的にモニタリングを行う。

イ 業務の進行管理を適切に行うため、モニターと役員等によるモニタリング評価会議を年度中に4回開催し、業務の進行状況の評価を行うとともに、業務遂行に反映させる。

③ リスク回避・軽減への取組

ア 施設利用者及び職員の健康管理の観点から、定期的に健康診断を実施するほか、健康的な生活を維持するために必要な措置を的確に講じる。

イ 事故が発生した場合に、事故原因の分析と対応策の検討を組織的に行い、同じ事故が起こらないよう再発防止の徹底を図る。

また、職員等による利用者に対する虐待防止に取り組む。

a 平成27年3月25日の第三者委員会の提言を受けた具体的な対応策の実施

b 虐待防止体制の強化、人権に配慮した支援の徹底、外部目線による支援の点検の実施

ウ インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症に対して、地元保健所と連携しながら、効果的・重点的な蔓延防止対策を講じる。

また、感染症対策委員会を2回以上開催する。

エ 安全防災訓練の計画的な実施など、防災対策に取り組む。

安全防災訓練を施設事業部門において3回実施するほか、地域住民の協力を得て施設利用者及び役職員が参加する総合防災訓練を実施する。

また、防災管理委員会を2回開催する。

オ 防犯に係る安全確保対策に取り組む。

カ 入所利用者の高齢化に伴う心身機能の低下に十分な注意と配慮を尽くした支援を行い、重大な事故の発生を防止するため、救急救命に関する知識と技術の習得を目的として、実際の場面を想定した救命医療の講習会等を毎月実施し、救急時に適切な対応が行えるよう、職員教育の充実を図る。

④ 業務内容の情報開示等

運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行う。

また、情報セキュリティに関するシステムを強化するとともに、研修等を実施し職員のセキュリティポリシーの向上を図る。

⑤ 効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるための監査実施

監査計画を作成し、内部監査を実施する。

(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減

① 経費の節減

中期目標に基づく運営費交付金の節減目標を達成するため、常勤職員数の縮減、給与水準の適正化、のぞみの園において作成した「調達等合理化計画」等に基づく合理化に取り組む。

② 運営費交付金以外の収入の確保

ア 地域のニーズ等を踏まえた事業の実施や、施設・設備等の効率的な活用を検討し、事業収入の増加を図る。

イ 利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢等を踏まえ適切な額の負担を求める。

ウ 強度行動障害支援者養成研修、知的障害者（児）ホームヘルパー養成基礎研修、相談支援事業等、国や地方自治体、民間団体等の実施事業等を積極的に受託する。

エ 大学、専門学校より、単位実習の学生等を受入れる。

また、法人が独自に実施している支援者養成現任研修について、受講費等の負担を求めるための検討を行う。

オ 研修参加費、出版物等について、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。

2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用

土地、建物等の資産について、資産の利用頻度、本来業務に支障のない範囲内での有効活用の可能性の観点から、資産利用検討委員会を1回以上開催する。

(1) 施設利用者の状況を考慮した施設整備

施設利用者に対する支援の充実等を図るため、既存の施設・設備等について、施設利用者の障害等の状況に的確に対応した生活の場や日中活動の場、余暇時間を過ごす場等への有効活用を図る。

(2) 地域の社会資源・公共財としての活用

① 診療所の機能の活用

ア 診療所の機能を活用して、地域の知的障害者や発達障害児・者に医療を提供する。

② 福祉関係者等への活動の場としての活用

ア 施設・設備等について、福祉関係者、ボランティア等の活動の場として提供する。

イ 施設・設備等について、福祉関係者の研修会等の場として提供する。

ウ 施設利用者と地域住民との交流を進め、障害者に対する地域住民の理解を高めるため、施設利用者と地域住民が参加するイベントを企画し実施する。

3 合理化の推進

(1) 「調達等合理化計画」に基づく取組等

① 「調達等合理化計画」に基づく取組

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実にを行い、契約の適正な実施を図る。

② 競争性、透明性の確保

一般競争入札等のうち企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施する。また、競争性のある契約を80%以上とする。

③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自立支援のための取組

(1) 地域移行への取組

① 施設入所利用者の地域移行の推進

施設入所利用者の地域移行の取組については、利用者の重度・高齢化により地域移行自体が難しくなっている現状を踏まえつつ、丁寧かつきめ細かく進め、年度中に5人程度の地域移行を目指す。

② 地域移行の段階的支援（プロセス）の実践

ア 本人及び保護者への働きかけ

次の働きかけを行うことにより、地域生活に対する理解を深める。

a 地域生活での本人の必要な支援を探り、同時に利用者本人の思いや希望を保護者へ伝えることにより、保護者の抱える不安感を解消する。

b 地域生活に向けた具体的な個別支援計画を作成する。

イ 移行先確保に向けた環境整備

地域移行希望者の必要な支援の状況に合わせた移行先について、出身地周辺の地域移行先事業所を中心に、情報の収集に努める。

ウ 移行者に対する地域生活への支援

移行先事業所と連携して地域生活の定着を図るためのフォローアップを行う。

また、当法人のグループホームへの移行者に対しては、地域生活支援センターによる支援を行う。

(2) 施設入所利用者の高齢化に対応した支援

① 高齢知的障害者への専門性の高い支援の取り組みとして、居住形態や日中の過ごし方等、ニーズに対応した支援を実践する。

② 認知症を発症した高齢知的障害者及び認知症と疑われる高齢知的障害者への適切な支援のあり方について、調査等を継続的に行い、その成果を踏まえて適切な支援を実践する。

③ 機能低下の著しい高齢知的障害者及び医療的ケアの必要な高齢知的障害者への適切な支援を実践するとともに、心身機能に配慮した居住設備の改修及び生活環境の改善を図る。

④ 高齢知的障害者への効果的な支援を提供するため、施設内外において多様な研修等の機会を設け、高齢知的障害者支援の専門性の向上を図る。

(3) 新たに受入れる施設入所利用者への支援

① 著しい行動障害等を有する者や精神科病院に社会的入院等をしている知的障害者を有期限で4人程度受入れ、医療と連携し、地域での自立した生活が可能となるような施設入所支援や日中活動支援を提供し、サービスモデルを構築する。

② 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者への支援

福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等に対して、出身地の福祉サービスと連携して地域での安定した自立生活に向けて、有期限での受入れを行い、自活訓練ホーム等において自立に向けた支援を提供する。

なお、対象者の受入れに当たっては、地域移行の状況を踏まえ、年度内に5人程度を新規に受入れ、2年間以内の地域移行を目指す。

また実施に当たっては、法務関係機関及び障害者支援施設等と連携・協力を図る。

③ 受入れ利用者の増を図るための設備改善等を行う。

(4) 発達障害児・者への支援

① 発達障害児・者のニーズに的確に対応し、就学前から成人まで切れ目なく支援するための一環として、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスを実施し、契約者数の増加を図り利用率75%を確保するとともに、保護者等を対象とした学習会を各サービス毎に年15回以上開催する。

② 「児童発達支援センター」を設置・運営し先駆的な支援を実施する。

③ 発達障害者に対する切れ目のない支援を行うため、精神科ショートケアを20回以上実施する。

④ 国立障害者リハビリテーションセンターとの連携により、発達障害者支援の推進を図る。

(5) 障害者総合支援法の改正を踏まえた対応

平成28年6月3日に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」を踏まえた取組を実施する。

具体的には、地域で生活する高齢・重度（重複）の知的障害者の地域生活を、より身近な場所で支えられるよう拠点となる事業所を設置して、地域生活を継続するために必要なサービス（生活介護、短期入所、居宅事業等）を一体的に提供できる運営体制とする。

(6) 上記（1）から（5）までの重度知的障害者等に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うことにより、サービスモデル等の構築を図り、他の障害者支援

施設・事業所で活用できるよう情報の発信を行う。

2 調査・研究

(1) 調査・研究のテーマ

障害者福祉行政の政策目標の実現に資する分野に関して、10テーマ以上の研究を実施する。また、厚生労働科学研究等の補助金を積極的に活用する。

① 厚生労働科学研究等の補助金を活用した研究

ア 強度行動障害者支援を行っている事業所のサービスの質を評価する方法に関する研究

イ 都道府県における強度行動障害支援に関係する人材養成等の事業の実施状況について

ウ グループホームを退所した障害者の生活実態ならびに支援のニーズに関する調査

エ グループホームで生活している重度障害者が必要とするサービスの実態調査

オ 単身生活している障害者の実態ならびに支援のニーズに関する調査

カ 生活介護事業所を利用している障害者の実態把握ならびに事業運営の実態に関する調査

キ 就労継続支援B型事業所を利用している障害者の実態把握ならびに事業運営の実態に関する調査

② 法人独自の研究

ア 矯正施設を退所し自宅等において地域生活をしている知的障害者の生活実態調査

イ 認知症に罹患した知的障害者の実態とその支援の在り方に関する研究

ウ 精神科病院から障害者支援施設に移行した強度行動障害者の支援の実態について

その他、重度障害者の日中活動における健康増進プログラムの検討等、のぞみの園における実践的な研究を予定している。

(2) 調査・研究の実施体制等

① 方針・内容の協議

外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」を2回開催し、調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について協議等を行う。

② 業務の計画的・効率的な実施

ア 調査・研究業務について、計画的かつ効率的に調査・研究を進めるため、国立のぞみの園研究会議の下に設置する「調査・研究調整会議」を年4回実施し、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の検証等を行う。

イ 調査研究における個人情報保護ならびに倫理面に関して、外部委員を交えた「倫理審査委員会」を少なくとも年1回開催し、研究内容の審査を行う。

③ 外部の研究者等との連携・協力

ア 調査・研究の内容に応じて、大学等外部の研究者や関係機関等と積極的に連携・協力体制を確保する。

また、国立障害者リハビリテーションセンターの厚生労働科学研究に参加するなどの連携を図る。

イ 人材活用の観点から、調査・研究の内容に応じて、全国の知的障害関係施設等の職員の参加を募る。

また、発達障害情報・支援センターの「発達障害情報分析」事業に職員を派遣する。

(3) 成果の積極的な普及・活用

① 広報媒体の活用

ア 調査・研究の成果のまとめとして、研究紀要（研究報告書）を年間1回以上発行するほか、調査・研究の要旨をニュースレターやホームページ等に随時、分かりやすく掲載する。

また、ホームページのアクセス件数を調査することにより、普及・活用状況を検討する。

ニュースレター発行数 4,100 部×4回

イ 調査・研究の成果を、障害福祉の実践現場で活用できるような形式でまとめたテキストを発行する。

ウ 障害福祉に関する各種学会関係で10回以上、関係団体の機関誌への調査・研究の成果を10回以上報告し、普及を図る。

② 研修会、講演会等における発表

ア 主催するセミナー等において、調査・研究の成果を発表する。

イ 関係団体等の講演会、研究会、学会等における参加の機会を活用して、調査・研究の成果を紹介する。

3 養成・研修

(1) 養成・研修

① 研修会、セミナーの開催

ア 国の政策課題となっているテーマや全国の知的障害者関係施設、事業所において関心の高いテーマを取り上げ、主催となり、研修会及びセミナーを実施する。

なお、セミナー等の「満足度」のアンケート調査を行い、年度平均で80%以上の評価を得る。

a 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援に関して、福祉施設等における職員の専門性を高めるための中央研修会を2回及び双方向型研修会を1回実施し、支援者の育成を通して障害者福祉の向上に寄与する。

(募集定員に対する参加率を80%以上とする。)

b 国の政策課題となっているテーマや関心の高いテーマを選択して福祉セミナーを2回実施し、支援者の育成を通して障害者福祉の向上に寄与する。

(募集定員に対する参加率を80%以上とする。)

c 強度行動障害を有する者等に対する支援者の指導者を養成するための研修(国研修)を2回実施し、各県で実施する強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践研修)の円滑な開催に寄与するとともに、各地域の実践報告並びに研修における事例発表内容について積極的に意見交換ができるセミナーを2回開催し、支援者の育成を図る。

(募集定員に対する参加率を80%以上とする。)

d 障害者支援従事者に必要な医学知識や医療ケアの紹介等を目的とした医療福祉セミナーを1回実施し、情報の提供を通して障害者福祉の向上に寄与する。

(募集定員に対する参加率を80%以上とする。)

イ 国の政策課題に対応したコースを設定して、知的障害者施設の若手職員等を対象とした支援者養成現任研修をのぞみの園のフィールドを活用して実施し、年間25人程度を受入れる。

なお、研修終了後に活用状況の確認のためのアンケートを実施し、80%以上の評価を得る。

ウ 群馬県等の地方自治体から養成・研修事業を受託して実施し、支援者の育成を通して地域における障害者福祉の向上に寄与する。

② 実習生の受入

ア 資格取得に当たって計画的かつ効果的な実習を提供するため、実習プログラムに基づき、社会福祉士及び介護福祉士の養成に取り組む。

イ 保育士、社会福祉士等の資格取得のための実習場所として、のぞみの園のフィールドの利用を希望する専門学校等の学生を年間150人程度を受入れて人材の養成を図る。

(2) ボランティアの機会の提供

① ボランティアの積極的な受入

ボランティアメニューに沿って、ボランティアの積極的な受入により、年間1,000人程度を受入れ、利用者や地域の障害者へのより効果的な支援の提供及び障害者への理解を深める。

また、新規ボランティアの開拓に努める。

② ボランティア人材の養成

次代を担う人材の養成として、高校生、大学生等を対象として、のぞみの園のフィールドを活用したボランティア講座を各1回開催し、障害の理解や施設の役割について学べる機会を提供する。

4 援助・助言

(1) 援助・助言の利用促進

ホームページ等の広報媒体を活用して、のぞみの園の業務や援助・助言の内容、利用方法等について、地方自治体及び知的障害関係施設等に周知を図る。

(2) 専門的かつ効果的な援助・助言の提供

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの実践を踏まえ、地方自治体や知的障害関係施設等に対して、事業運営の方法やより専門性の高い支援技術等について、効果的な援助・助言及び情報提供を行う。

① 援助・助言については、ホームページやニュースレター等の広報媒体を活用して、のぞみの園の運営や支援技術、調査・研究等を関係機関や地方自治体に周知した上で、年間200件を目標とする。

② 講師派遣による援助・助言は年間100件を目標とする。

③ ホームページへのアクセス件数を調査し、普及・活用状況を検討する。

5 その他の業務

前4事項に附帯する業務として、主に次の業務を行う。

(1) 診療所について

① 適切な医療の提供

ア 診療所は、施設利用者の高齢化、機能低下等に対応した適切な医療を提供するほか、次の健康診断等を計画的に実施する。

a 施設利用者全員を対象に、健康診断を定期的を実施する。

b 女性の施設利用者を対象に子宮がん検診を実施するほか、対象年齢に該当する者に対して、乳がん検診を実施する。

c 施設利用者全員（禁忌を除く。）に対して、インフルエンザ予防接種を実施するほか、対象年齢に該当する者に対して、高齢者用肺炎球菌感染症予防接種を実施する。

イ 行動障害等の著しく支援が困難な者に対する支援や、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者に対する支援などの課題に対応するため、診療所の機能の充実を図る。

② 地域医療への貢献

地域医療への貢献を図る観点から、地域の知的障害・発達障害児者に対する診察に積極的に取り組むとともに、障害特性などから地域の医療機関での健康診断の受診が困難な知的障害児等を対象とした健診事業に取り組む。

また、医療サービスの提供や福祉サービスの提供を円滑に行うため医療福祉相談を実施する。

さらに摂食・嚥下障害及び理学療法などリハビリテーションについても積極的に取り組む。

③ 心理外来の利用拡大等

心理外来について、心理アセスメント（心理検査等）、心理カウンセリング、療育などの充実強化に努める。特に言語聴覚士との連携による社会性の発達支援、及び発達障害をもつ子どものいる家族への心理教育セッション(年間15回以上実施)を中心とする家族支援の強化を図る。

教育・福祉・行政等関係機関と連携し、その充実を図る。

(2) 地域の障害者支援の拠点

① 地域の障害者に対する支援

地域の障害者等を対象として、医療的ケアを必要とする利用者も含めた短期入所（年間1,600日程度）や共同生活援助（グループホーム）等のサービスを提供するとともに、相談支援や日中一時支援（年間200日）等の地域生活を支援するサービスを実施する。

(3) 就労支援について

① 一般就労に向けた取組を積極的に行う。

また、施設内の作業については、工賃の向上を図るための事業を計画的に展開する。

さらに、事業を広く紹介するために地域の特別支援学校の生徒のために就労支援の場を活用して、体験学習を実施する。

② 就労移行支援事業及び就労継続支援B型事業については、利用者の確保及び事業の充実に取組む。

6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保

(1) 「運営懇談会」の開催

有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される「のぞみの園運営懇談会」を年間2回開催し、総合施設の運営、調査・研究、養成・研修、援助・助言等ののぞみの園の運営業務全般に関する意見等を聴取するとともに、その内容を公表し、事業運営に反映させる。

(2) 第三者評価機関による評価

今年度は実施予定なし（概ね3年に1回実施、平成27年度に実施済み）

第3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

1 予算

別紙1のとおり

2 収支計画

別紙2のとおり

3 資金計画

別紙3のとおり

第4 短期借入金の限度額

1 限度額

310,000,000円

2 想定される理由

(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。

(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし

第6 剰余金の使途

1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流

2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入

3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組み

4 退職手当（依願退職等）への充当

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数について、年度当初及び年度末の見込を次のとおりとする。

(参考1)

職員の数

期首の常勤職員数 203名

期末の常勤職員数の見込み 193名

(参考2)

人件費総額

平成29年度人件費総額見込み額 1,489百万円

2 施設・設備に関する計画

なし